

(第43号議案)

中野区区道における移動等円滑化の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第2条の2)</p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u>(第3条—第9条)</p> <p>第3章 <u>立体横断施設の構造</u>(第10条・第11条)</p> <p>第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u>(第12条・第13条)</p> <p>第5章 <u>自動車駐車場の構造</u>(第14条—第22条)</p> <p>第6章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u>(第23条—第30条)</p> <p>第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>(第31条—第34条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設</u>(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場若しくは<u>旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 歩道等(第3条—第9条)</p> <p>第3章 立体横断施設(第10条・第11条)</p> <p>第4章 乗合自動車停留所(第12条・第13条)</p> <p>第5章 自動車駐車場(第14条—第22条)</p> <p>第6章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>(第23条—第26条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>立体横断施設</u>(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p>

を設置するために必要な幅員又は道路構造令（昭和45年政令第320号）第41条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。

(3)・(4) (略)

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路構造令で使用する用語の例による。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

（歩道）

第3条 区道（自転車歩行者道を設ける区道、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、中野区規則（以下「規則」という。）で定める基準を満たすものとし、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとするものとする。

(3)・(4) (略)

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）で使用する用語の例による。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 区道（自転車歩行者道を設ける区道を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、中野区規則（以下「規則」という。）で定める基準を満たすものとし、当該歩道等における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の勾配は、規則で定める基準を満たすものとする。

第7条～第9条 (略)

第3章 立体横断施設の構造

第10条・第11条 (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第12条・第13条 (略)

第5章 自動車駐車場の構造

第14条～第22条 (略)

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第23条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(出入口)

第24条 前条第1項の1以上の通路(以下「移動等円滑化が行われた通路」という。)と公共用通路の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(エレベーター等)

第25条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター及び階段の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗降場)

第26条 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の勾配は、規則で定める基準を満たすものとする。

第7条～第9条 (略)

第3章 立体横断施設

第10条・第11条 (略)

第4章 乗合自動車停留所

第12条・第13条 (略)

第5章 自動車駐車場

第14条～第22条 (略)

(運行情報提供設備)

第27条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第28条 第22条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第29条 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(券売機)

第30条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第31条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第23条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 (略)

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第23条第1項の規則で定める基準の規定により昇降機を設けない場合にあつては、当該基準に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第32条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための場所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第11条に規定するエレベーターに係る規則で定める基準の規定に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第29条に規定する乗車券等販売所に係る規則で定める基準の規定に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限り

（視覚障害者誘導用ブロック）

第24条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための場所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

でない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

5 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第33条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を適当な間隔で設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第34条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第25条 歩道等には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を適当な間隔で設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第26条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜

のとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事
中の旅客特定車両停留施設については、なお従前
の例による。

間における当該乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

附 則 (略)